

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



固定資産税・軽自動車税の納税について

5月は固定資産税第一期、軽自動車税の納期です。今月上旬に平成29年度納税通知書を発送します。納期限(5月31日(水))までに納付してください。振替納税にされている方は、納期限の前日までに預貯金の残高をご確認ください。

なお、納税通知書がお手元に届かない場合は、役場税務課までご連絡ください。

●重複納付にご注意ください!

固定資産税を全期分納付書で納税された方は、第一期から第四期までの納付書(4枚)により重複で納税されないよう、お気を付けてください。

問合せ先 役場 税務課

固定資産税内線 178・179
軽自動車税内線 176

自動車税の納税をお忘れなく

5月31日(水)は自動車税の納期限です。

4月1日現在、自動車をお持ちの方に、5月上旬に県税事務所から納税通知書が送られるので、お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア等で納付してください。

また、パソコンなどを利用してクレジットカードでも納付できます。(利用者には決済手数料がかかります。)

名義変更・廃車などの手続きをほかの人に依頼した自動車に

ついて、納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが3月末日までに終わっていない可能性があります。ですので、依頼先へご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所に連絡ください。

問合せ先 西尾張県税事務所

☎ 0586(45)3170
HP <http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>

休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

とき 5月13日(土)・14日(日)

午前8時30分～正午、午後1時～5時

ところ 役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通入口からお入りください。

問合せ先 役場 収納課

内線 120・122

防災豆知識

風水害から避難するとき

間もなく梅雨の季節が訪れ、台風の上陸も予想されます。そこで、風水害から避難する際の注意事項をまとめました。

●動きやすく安全な服装で

ヘルメットで頭を保護し、靴はひもで締める運動靴を履きましょう。裸足や革靴は厳禁。長靴も浸水した道では脱げやすく危険です。

●足元に注意

道路が冠水すると足元が見えにくくなります。長い棒などを杖代わりにし、側溝やマンホールなどに注意しましょう。

●深さに注意

歩行可能な水深の目安は約50cm。水の流れが速いと、20cm程度でも危険です。危険と判断した場合は無理をせず、高所で助けを待ちましょう。

●単独での避難は危険

避難が遅れたときは2人以上で、流されないようにロープでお互いを結ぶなど工夫しましょう。障害者や高齢者などは背負い、子どもには浮き輪等を付け安全を確保しましょう。